

市外から雲仙市へ転入された
18歳以上35歳以下の方へ

民間賃貸住宅の家賃 最大60万円補助

18歳以上
35歳以下

2年間
家賃補助

民間
賃貸住宅

雲仙市若者Uターン家賃補助金

補助対象者	転入者のうち18歳以上35歳以下の方	
対象世帯	単数世帯：転入者のうち18歳以上35歳以下の方が1名居住する世帯	複数世帯：転入者のうち35歳以下の方が2名以上居住する世帯
補助金額	限度額：月額1万5千円	限度額：月額2万5千円
補助率等	家賃－（住宅手当＋管理費＋共益費＋駐車場料）÷2	
住宅要件	転入前90日以降に賃貸契約を締結した市内の民間賃貸住宅。 ※3親等内の親族が所有及び経営する賃貸住宅や市営住宅等は除く	

※その他条件がありますので、詳しくはお問合せください

お問い合わせ：雲仙市 地域づくり推進課

TEL:0957-47-7805（直通） 住所：長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

詳細はこちら



チェックシート

下記のすべてを満たす方が補助対象となります。

転入届出日から **90日以内** に申請が必要です。

☐

定住の意思を持ち、2年以上雲仙市に定住する方。

☐

転入時点で、18歳以上35歳以下の方。

☐

転入前に1年以上、市外の住民基本台帳に記録されていること。

☐

転入前90日以降に新たに賃貸借契約を結ぶ住宅であること。

☐

申請者または同一世帯の入居者が賃貸契約を締結している住宅であること。

☐

世帯員の3親等以内の親族が所有または経営する賃貸住宅でないこと。

☐

公務員として家賃補助を受けていない方。（世帯員も含む）

☐

市営住宅等の公的賃貸住宅または社宅ではないこと。

☐

生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない方。（世帯員も含む）

☐

その他の公的制度による家賃補助を受けていないもの。（世帯員も含む）
※結婚新生活支援補助金と重複する期間は交付できません。

☐

居住地域の自治会に加入し、自治会活動に参加される方。

☐

市の実施する各施策に関する調査等に協力する方。

☐

暴力団員等でない方。（世帯員も含む）



交付までの流れ



申請の流れ



提出書類



01 承認申請

転入届出日から**90日以内**に申請ください。
承認申請は最初の1度のみ行います。

受付・審査

02 承認決定

審査後承認が決定した場合、承認決定通知書を送付します。

※補助期間中は大切に保管して下さい。

03 家賃の支払い

家賃を支払ったことを証明できる書類（領収書、通帳の写し等）が必要となりますので大切に保管してください。

承認決定の翌月から3月分までの家賃を支払う

04 交付申請 ※3月10日締め切り

3月分の家賃を支払ったのち、提出書類をそろえて**速やかに**申請ください。
※毎年1回、最大3回手続きが必要です。

受付・審査

05 交付決定

審査後交付が決定した場合、交付決定通知書を送付します。

請求書の送付

06 補助金交付請求

補助金交付請求書を送付しますので、速やかにご提出ください。

※振込口座の通帳の写しを添付

07 補助金交付

※補助金は年度毎に一括して交付します。

承認申請提出書類

- ①若者Uターン家賃補助金承認申請書（様式第1号）
- ②補助対象者全員が記載された前住地の分かる戸籍の附票 ⇒**本籍地**の市町村で取得
- ③住宅の賃貸借契約書の写し
⇒契約締結日、賃貸借期間、家賃額、契約者氏名が分かる契約書の写し
- ④家賃内訳証明書（様式第2号）
- ⑤誓約書（様式第3号）
- ⑥自治会加入証明書（様式第4号）

交付申請提出書類

- ①若者Uターン家賃補助金交付申請書（様式第6号）
- ②家賃支払実績報告書（様式第7号）
- ③家賃を支払ったことを証明できる書類
⇒領収書、通帳の写し等
- ④承認決定通知書の写し
- ⑤住宅手当支給証明書（様式第8号）
 - ・住宅手当がない場合も、給与所得がある世帯員全員分の勤務先からの支給証明書が必要
 - ・転職した場合は前職場からの支給証明書が必要
- ⑥調査承諾書（様式第9号）
※令和7年1月1日以降に転入された方は前住地の市税の滞納がない証明書(完納証明書等)が必要
⇒前住地の市町村で取得（同一世帯員全員）

※世帯員数の変更（結婚・出産）、氏名、住所等、承認申請時と内容が変わった場合には承認変更申請が必要となります。

交付請求提出書類

- ①交付請求書（様式第11号）
- ②振込口座の通帳の写し

Q & A

雲仙市若者UIターン家賃補助金

Q1 市外へ転出した場合、どうなりますか？

資格喪失により、補助対象外となります。

その場合、既に補助金を交付している場合には、補助金の返還を命ずることになります。
また、その他、補助金の対象要件を欠いた場合や、提出した書類に偽り、不正があった場合には、同様に補助金の返還を命ずることとなります。

Q2 補助金の額はいくらになりますか？

賃貸契約書に定められた家賃から住宅手当等を除いた額の1/2の額と、上限金額を比べて少ない方が補助額となります。

単数世帯の上限額は15,000円/月、複数世帯の上限額は25,000円/月です。

【計算式】

(家賃－住宅手当等) ÷ 2 = 補助金額 (1,000円未満の端数は切り捨て)

※家賃…管理費、共益費、駐車場使用料等除く

住宅手当…申請者及び世帯員が会社から支給される家賃に対する手当

【例】



単数世帯



家賃
4.5万円



住宅手当
1万円

(45,000円－10,000円) ÷ 2 = 17,500円

【補助金算定基礎】17,500円 > 【上限額】15,000円 ⇒ 【補助額】**15,000円**



複数世帯



家賃
6.5万円



住宅手当
2万円

(65,000円－20,000円) ÷ 2 = 22,500円

【補助金算定基礎】22,500円 < 【上限額】25,000円 ⇒ 【補助額】**22,000円**

※千円未満切り捨て

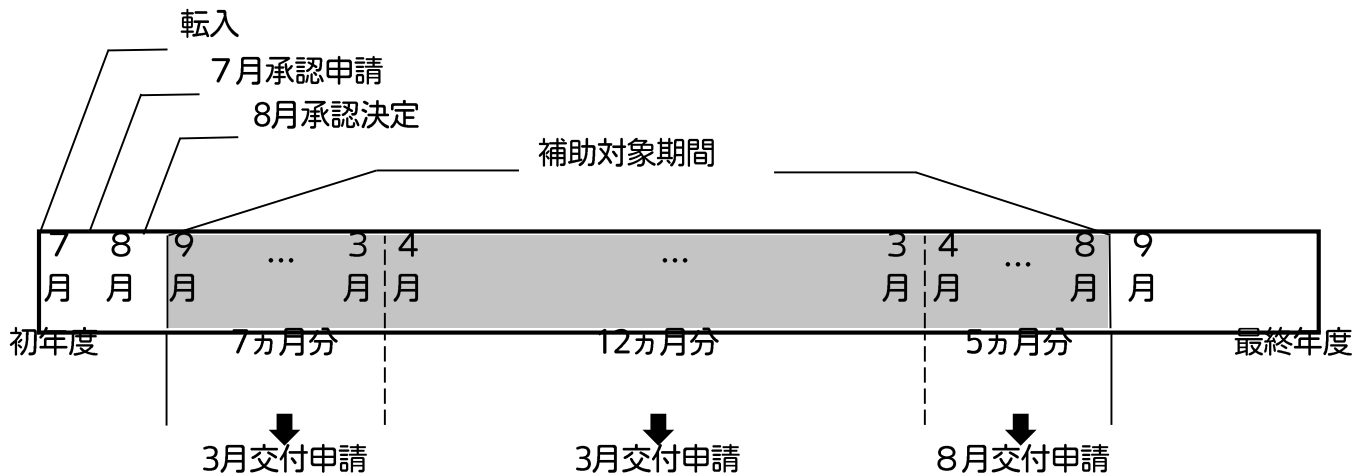
Q & A

Q3 補助金の交付期間はいつからいつまでですか？

承認決定日の翌月から起算して連続した24カ月（2年間）です。
補助金は申請年度ごとに、家賃の支払いを確認したうえで年度末に一括して交付します。ただし、最終年度は、交付期間終了後、速やかに申請ください。

※年度とは4月から3月までの1年間を言います。

【例】令和6年7月に転入し、8月に承認決定した場合



Q4 転職した場合にはどのような書類が必要ですか？

交付申請の年度中に転職した場合、交付申請時に前の職場からの住宅手当支給証明書（様式第8号）も必要となります。

お勤め世帯員は全員、勤務先で証明してもらってください。お勤めでない方は必要ありません。自営業の場合は住宅手当支給証明書は不要となります。

Q5 赤ちゃんが生まれるなど、世帯員数に変更が生じた場合

—— 補助金額の変更となるタイミングはいつですか？

単数世帯、複数世帯へ変更となる場合、変更世帯となった事由が発生した翌月から、補助金の額を変更いたします。また、変更承認申請が必要となりますのでQ&A⑥を確認の上、関係書類を提出ください。

Q6 変更承認申請はどのようなときに必要ですか？

補助対象期間（24カ月）の範囲内で、家賃の変更や住宅手当の変更、世帯員数の変更、氏名の変更、転居した場合等に変更承認申請が必要となります。
内容が分かる資料を**承認変更申請書**に添えて提出ください。変更となった内容で補助金を改めて算定いたします。

【家賃が変更となった場合の添付書類】

- ①家賃内訳証明書（様式第2号）
- ②住宅の賃貸借契約書の写し（変更後の家賃が分かる書類）

【住宅手当が変更となった場合の添付書類】

- ①住宅手当支給証明書（様式第8号）

【補助対象人数が変更となった場合の添付書類】

- ①新たな補助対象者の戸籍の附票

【子の出生による世帯員数が変更となった場合の添付書類】

- ①戸籍謄本または、母子手帳の写し

【氏名が変更となった場合の添付書類】

- ①戸籍謄本または、氏名が変わったことが分かる本人確認書類の写し

【転居した場合の添付書類】

- ①転居先の住宅の賃貸借契約書の写し
- ②家賃内訳証明書（様式第2号）
- ③自治会加入証明書（様式第4号）
⇒転居先の自治会に新たに加入し、証明してもらう必要があります。